

学生生活に及ぼす日本育英会奨学金の有効性についての一考察

生涯教育計画コース 藤 森 宏 明

A Study on the Effectiveness of Scholarship from the Japan Scholarship Foundation
(Nihon Ikuei-Kai) over University Students' Life

Hiroaki FUJIMORI

Today, Scholarship is thought effective as a method to realize the equality of opportunity for university education. Scholarship from the Japan Scholarship Foundation (Nihon Ikuei-Kai) is the largest one among Japanese scholarships. In this paper, I examined the effectiveness of that, considering the amount lent to each student.

I set three points of examination, ① How large is the gap of the life conditions between scholarship students and others ? ② To what extent is the gap corrected between "National and Public university scholarship students" and "Private university ones", and between students come to university from their parents' homes and those from dormitory and others ? ③ Taking into account the fact that difference of the localities is not considered by the present scholarship system, what problems are predicted to appear from the present distributions ?

From the examination of those, two points are made clear ; (1)the present scholarship is to enlarge in sum, though it has some effects to the equal educational opportunity, (2)the difference of the sum lent to students of each category, as "National and Public" or "Private, " Parents' Home" or "Dormitory", is not so large to ensure the equal opportunity. Adding to these, the present system cannot adapt itself to the variety of students' study conditions. The reasons of that are ; it is difficult to enlarge the sum because the scholarship is lent to each student (not given), and the differences of sum are determined on the limited categories referred above. All these problems are emerged from the defects of the present scholarship system represented by the Japan Scholarship Foundation (Nihon Ikuei-Kai). Thus, it is required to reconsider the very nature of the present scholarship system.

目 次

はじめに

- I. 分析の具体的な内容とその意義
 - II. 推計値を用いた奨学生と非奨学生の学生生活の実態
 - III. 日本育英会の奨学金支給額の実態と問題点
 - IV. 学生生活における地域間格差に奨学金が与える影響
 - V. 考察
- まとめにかえて

はじめに

教育基本法第3条には「教育の機会均等」とそのため

に「奨学の手段」を講ずべきことがうたわれている。これまで、我が国の大学教育において、経済的保障という視点からの機会均等政策は、低授業料政策と奨学金制度に代表されてきたといつてもよい。このうち、前者は戦後まもなくの学制改革により、より多数の者へと大学教育を開放するためにとられた政策であった。しかしながら低授業料政策はすべての階層に同等の公共負担を行うものであるため、塾・家庭教師等の私教育が発達している今日において、家庭の階層から生じる格差を是正することができない。従ってエリート大学と呼ばれる一部の国立大学ではむしろ高所得層の子弟が比較的多く入学するという所得の逆進性が生じている。よって今日の状況下では、より低所得層の子弟に学費を援助するという奨

学金制度の充実こそが機会均等保障のためには重要な課題となってくるように思われる。

実際、最近の動向として「育英奨学事業の在り方に関する協力者会議」が報告書「今後の育英奨学事業の在り方について」(平成9年6月6日)において、①大学院への拡充、②学部学生のための予約採用の充実、③学生の多様化に対応した弾力化、④厳しい財政状況下での効率的運用を提言している。さて、問題は報告書の示すこういった方向性が、今後の機会均等保障のあり方についてどのような妥当性を持つことになるのか、ということである。

そこで本稿ではこの報告書の提言のうち、③(学生の多様化に対応した弾力化)と、④(厳しい財政状況下での効率運用)という点に注目し、このような提言がなされる根拠となった現行奨学金制度の具体的な問題点、およびこのような提言をなしたことの意義について考察する。

この意義を考察するにあたって本稿で特に着目したのは、奨学金の支給額そのものが機会の均等に対していかなる影響を与えていたかという点である。というのも、奨学生の採用がいかに機会の均等を考慮して、階層格差に基づいた採用方法を行っていたとしても、実際の支給額がその格差を是正していなければ、奨学金制度の意義そのものが薄れてしまうと考えられるからである。

以上の課題意識から、本稿では、我が国の奨学金制度の中核をなしている日本育英会の奨学生の実態や、文部省学生生活調査等から推定される一般学生(非奨学生)の学生生活の実態をもとに分析を行い、その結果から「教育機会の均等において奨学金支給額が学生生活にどのように機能しているか」について検証・考察を行いたい。

I. 分析の具体的内容とその意義

本章では、奨学金支給額が学生生活にどのような影響を及ぼしているかを明らかにするための具体的な分析と、その意義について述べることとする。

(1)まず、一般的には奨学生よりも非奨学生の方が高所得層に属してはいるものの、何らかの事情で、奨学金受給可能な階層に所属しているにもかかわらず受給していない学生が存在することも事実である。こういった背景には、奨学生の採用方法及び各人の奨学金に対する価値観(奨学金という借金による心理的負担よりもアルバイトをしたり生活を切りつめるという心理的負担の方が軽いと見る)や学習環境(例えば自宅生であるため生活費がかからないということや安い授業料の大学に通ってい

るために何とか切り盛りできるということ)が影響しているものと思われる。こういった要因そのものを探ることは別の機会にゆだねるとするが、こういった非奨学生がどのような学生生活を営んでいるかを明らかにすることは、奨学金の有効性を明らかにするには必要なデータであるように思われる。実際これまでの先行研究を見てもこういった、非奨学生の生活実態をよりリアルに把握した研究はほとんどなかった。そこで、本稿では、奨学生と非奨学生との比較という観点から具体的な学生生活状況を推測する。そしてさらに、家計年収ごとの奨学生と非奨学生の「家庭の負担額」と「学生生活費」を推計することによって、奨学金の有効性をより明瞭にしたい。

(2)日本育英会は国公立・私立、自宅・自宅外といった分類で支給額に格差を設けている。こういった格差をつけていることの理由として、学生生活費の格差の是正ということが挙げられるが、このように支給額に格差を設けることによって実際上の学生生活における格差をどの程度緩和しているのであろうか。もしも緩和の程度が低いのであれば、学生生活費の差は大学選択の要因ともなりうるため、奨学金が有効に機能していないということにもなりかねない。そこで、本稿では、日本育英会のデータをもとにして、この格差を分析することで、その有効性について考察したい。

(3)また、現行制度では、奨学金支給額に地域間格差への配慮がなされていない。今日までさまざまな政策によって地域間格差が是正され、その結果、相当程度、地域間の物価や生活費等の格差が改善されてきたものの、依然としてこの格差が存在していることも事実である。そこで、本稿では現行制度における支給額と地域間ごとの物価等の格差を比較することによって、その格差がどの程度であり、その結果いかなる問題点が浮上するかということを考察する。

(4)最後に、以上の(1)～(3)で試みた、現行奨学金制度の下における支給額の枠組みを考慮した分析の結果をふまえ、この枠組みの意義とそれが抱える課題を考察する。

II. 推計値を用いた奨学生と非奨学生の学生生活の実態

我が国的学生生活を把握するには文部省の学生生活調査が一般的であるが、この調査では奨学生と非奨学生を区分せずその生活の実態が報告されている。また、昼間部大学生の奨学金受給率はこの調査によると約2割であり、残りの約8割の学生が奨学金を受給せず、家庭からの負担やアルバイト等によりその費用をまかなっている

のが現状である。

これらのことを考えると、実際の学生生活像をイメージするには、この多数派ともいるべき非奨学生の学生生活の実態を探り、その生活が奨学生受給者のそれとどのように違うかを比較検討することで、今日において奨学生がどの程度学生生活の役に立っているかということを明らかにすることが必要である。

そこで本節では、文部省学生生活調査と、日本育英会の奨学生の学生生活調査等(いずれも1994年度のデータ)をもとにして、非奨学生の実態を推計することを試みた。

次の表1は、奨学生と非奨学生の居住形態別・収入平均額・学生生活費の内訳(月額)を算出したものである¹⁾。

さて、表1から一体どのようなことがわかるかをこれから考察していこう。この表から国公立・私立、自宅・自宅外いずれの場合も、自宅生の場合は約3万円、自宅外生の場合は約5万円非奨学生の方が家庭の負担が多いことが読みとれる。このことから奨学生によって家庭の負担額が軽減されていることがわかり、奨学生の一定の有効性が見出されることとなる。

しかしながらこの推計値だけなら異論を唱えるものもある。まず前提として、学生生活費や家庭の負担額というものはその家庭の年収に基本的には比例するということが挙げられる²⁾。そうすると、表1において、非奨学生はおむね奨学生に比べ高所得層に属するため、これだ

<表1>奨学生と非奨学生の居住形態別・収入平均額・学生生活費の内訳(月額)
(1994年度)

奨学生		自宅				自宅外			
		国立	公立	私立	平均	国立	公立	私立	平均
収入	給付(仕送り)	24,200	25,300	69,200	57,000	70,100	74,100	132,600	104,900
	奨学生	34,700	34,500	45,500	42,600	40,800	40,800	54,800	48,500
	アルバイト	28,000	31,200	36,500	34,400	25,000	26,900	28,300	26,900
	定職その他	900	1,100	1,900	1,600	1,400	2,500	2,800	2,300
	収入総計	87,800	92,100	153,100	135,600	137,300	144,300	218,500	182,600
支出	学費	51,000	54,500	113,200	96,500	44,700	51,600	112,300	82,400
	生活費	36,800	37,600	39,900	39,100	92,600	92,700	106,200	100,200
	支出総計	87,800	92,100	153,100	135,600	137,300	144,300	218,500	182,600

非奨学生		自宅				自宅外			
		国立	公立	私立	平均	国立	公立	私立	平均
収入	給付(仕送り)	61,539	57,13	499,192	93,621	126,988	118,368	175,643	162,848
	アルバイト	32,505	31,723	34,520	34,244	24,451	27,953	23,317	23,784
	定職その他	1,322	1,885	471	633	247	61	1,102	837
	収入総計	95,330	90,742	134,184	128,497	151,686	146,382	200,062	187,469
支出	支出学費	48,521	50,657	93,057	86,622	39,132	40,470	93,545	79,240
	生活費	35,669	33,877	37,843	37,478	103,146	98,339	102,599	102,785
	支出総計	84,190	84,534	130,901	124,100	142,278	138,809	196,144	182,026

注1 文部省高等教育局学生課「平成6年度 学生生活調査報告」(『大学と学生』第369号(1995年))ならびに日本育英会「調査時報」第92号(1995年)をもとに作成。

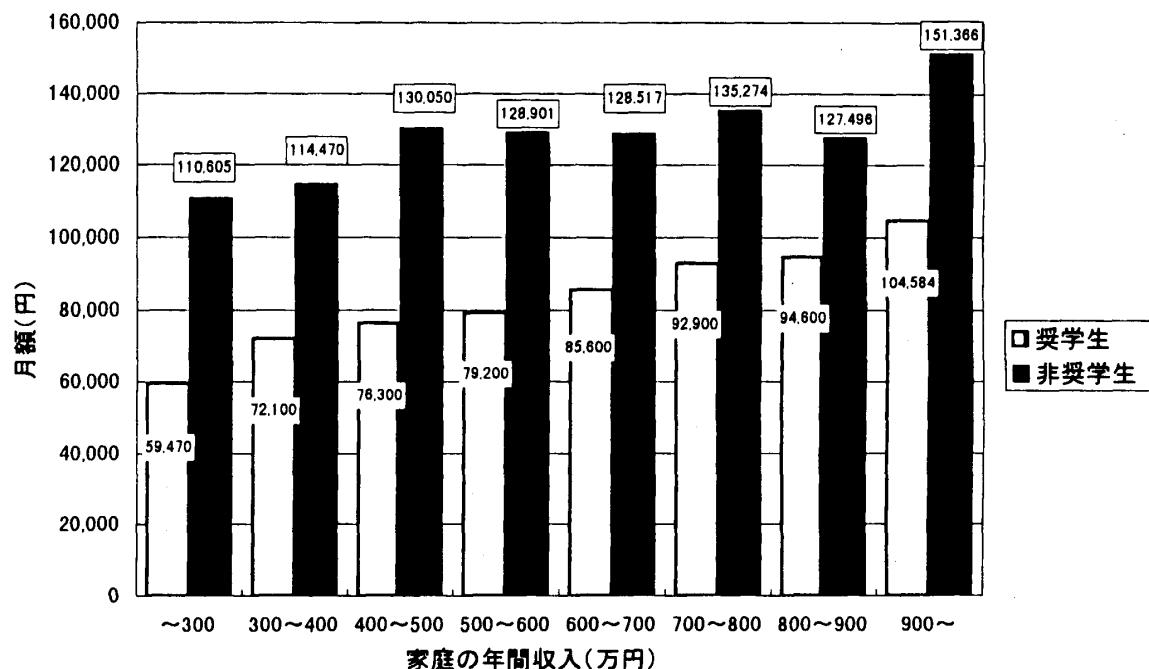
注2 非奨学生のみ推計値である。

けの費用負担を家庭がすることが可能であることが示されただけであり、高所得層の学生と奨学生とを比較することにはやや無理があるのでないかということである。

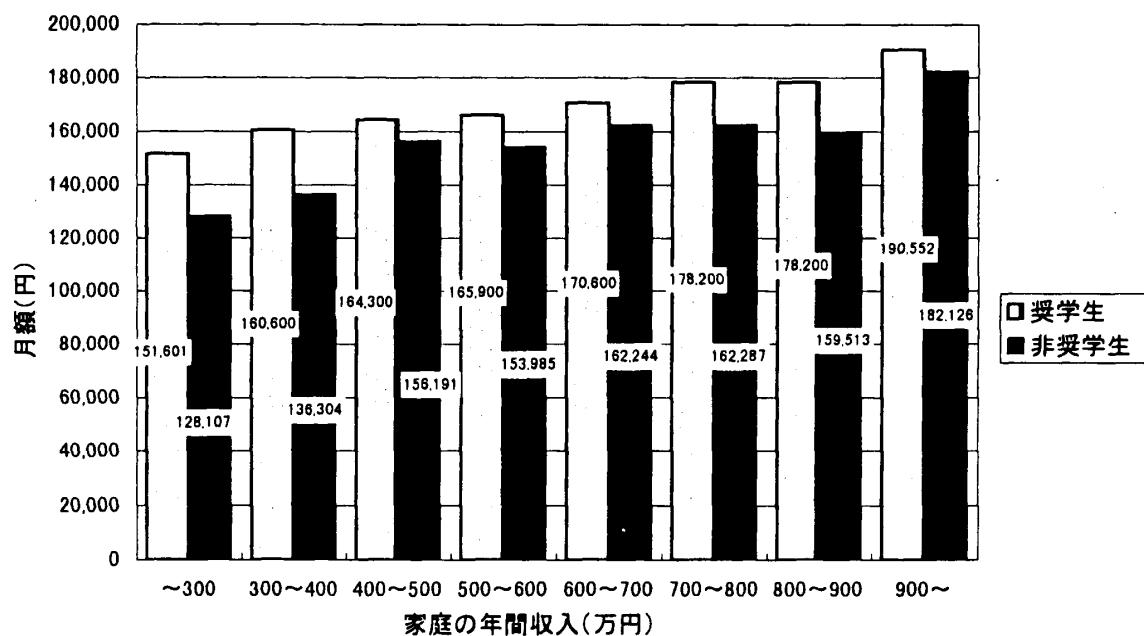
この点を配慮して考察するために、今度は、文部省の

学生生活調査と日本育英会の学生生活調査の収入階層別の家庭の負担額のデータから（資料の都合上ここでは1996年のものを用いた。），家計年収別の奨学生・非奨学生の家庭の負担額と学生生活費を算出した。というのも、学力その他の事情により、低所得層であっても、奨学金

<図1-1>家計年収別の奨学生・非奨学生の家庭の負担額



<図1-2>家計年収別の奨学生・非奨学生の学生生活費



注 文部省高等教育学生課「平成8年度 学生生活調査報告」(『大学と学生』第380号(1997年))ならびに日本育英会「調査時報」第95号(1997年)をもとに算出

を受給できない学生も存在しているからである。(図1参照)

データの都合上、国公私立、自宅自宅外すべてをトータルした推計値となってしまったが、図1からわかることとして、例えば低所得層に着目した場合、家庭の負担額の格差が奨学生と非奨学生では実に4～5万円程度にのぼることがわかる。よって、低所得層の場合は、授業料免除ももらえず、かつ奨学金も受給できなかつた場合、家庭は相当の無理をして費用負担しなければならないこととなる。ここに一定の奨学金の有効性があることが見出される³⁾。

しかしながらここでもう一つの問題点が浮上する。それは、今日の状況であっても奨学金がある程度の有効性をもっているにもかかわらず、奨学金を受給していても、たとえば家計年収300万円以下の家庭であっても、月額にして6万円近く負担しなければならないという事実である。すなわち、奨学金が機会の均等に貢献していたとしても、まだまだ不足なのではないかという見方もこの図から読みとれるということである。実際、我が国の奨学金はこれまででも他国に比べてその金額は少なく、「少額金」とさえ呼ばれているくらいである⁴⁾。この金額が少ないという問題点については、我が国の日本育英会奨学金制度の根底に関わる問題であるので、別の節で詳細に考察することとする。

また、学生生活費については、一つの特徴が見られる。すなわち、家計年収が400～900万円の家庭の子弟（非奨学生）の学生生活費には大きな差ではなく、奨学金を受給している家計年収400万円以下の学生がほぼこれに追いついているということである。また図1－1から、家計年収400～900万円の階層の子弟（非奨学生）はどの階層であっても約13万円前後を家計から支給されていることがわかる。これはいわゆる「普通の学生生活」にどの程度家庭は負担すべきであって、実際学生生活費がどの程度かかるかということを明らかにしているものである。現行制度において家計年収400万円以下の奨学生はこの「普通の学生生活」を奨学金によって達成していることがこの分析により明らかになった。これはこれらの階層における奨学金受給者には大変有効に現行制度が機能していることを示している。

III. 日本育英会の奨学金支給額の実態と問題点

奨学金受給者といえども、その学業環境はさまざまである。そしてこのことに対して、日本育英会がどのような配慮を行っているかということを分析することは、学

生生活における機会均等保障のあり方を考察するためにも重要なことである。そこでまずここでは、その中でも国公立と私立、自宅と自宅外にしほって話を進めたい。

さて、日本育英会といつてもその奨学金の種類はいくつもあり、支給額だけに着目すれば、国公立・私立間、自宅・自宅外、私立医薬系というさまざまな要素にしたがってその支給額を変えている。

例えば、1996年度大学入学者の支給月額は、国公立・自宅（38,000円）、国公立・自宅外（44,000円）、私立・自宅（47,000円）、私立・自宅外（57,000円）となっている。そして、第2種⁵⁾奨学金の私立大学医・歯学系及び薬学系については、奨学生の希望に応じ、上記の月額に、医学・歯学課程の場合40,000円あるいは80,000円、薬学課程の場合20,000円を加えた貸与月額を受けることができることとなっている⁶⁾。

さて、問題はこういった支給額の差が学生生活にどのような影響を与えていたかということと、その結果家庭の負担額がどの程度異なってくるかということである。

このことについては、1995年度の日本育英会奨学生の学生生活調査⁷⁾から明らかにしていこう。

表2は、奨学生の学生生活費(A)と奨学金支給額(B)とを示したものである。この表の学生生活費に着目することで、国公立よりも私立、自宅よりも自宅外の方が費用がかかることがわかる。しかしながら、こういった格差をどのように奨学金がどのように是正しているかを分析するためには、学生生活費と奨学金との関係をより明らかにする必要がある。

そこで、国公立と私立とでは、学費に差があること、そして、自宅と自宅外では生活費に差があるということに着目し、これらそれぞれと奨学金支給額との関係を示したのが表2－1と表2－2である。

まず、国公立・私立間の学費に着目しよう（表2－1、これは、奨学金が学費をまかなうためだけに消費されているものと仮定した場合と見てよい）。「B/C」からは国公立に比べ私立の方がその奨学金のしめる割合が低いことがわかり、「C-B」からは私立の方が金額にして約2～3万を奨学金以外での財源確保を各人が行わなければならないということがわかる。このことは、奨学金を受給していたとしても、現行の国公私立間の支給額の差では、この学費の格差に奨学金が対応しきれていないということを意味するものである。

次に、自宅生・自宅外生間の生活費に着目しよう（表2－2、これは、奨学金が生活費をまかなうためだけに消費されているものと仮定した場合と見てよい）。「B/D」からは、自宅外生の方が自宅生に比べて奨学金の占める

<表2>奨学生の学生生活費と奨学金支給額との関係

		学生生活費(A)	奨学金支給額(B)
自宅生	国立	86,400	36,000
	公立	93,900	35,500
	私立	146,700	45,900
自宅外生	国立	136,700	42,200
	公立	151,400	41,700
	私立	212,400	55,100

<表2-1>学費に着目した場合

		学生生活費(A)	うち学費(C)	奨学金支給額(B)	B/C (%)	C-B
国立	自宅	86,400	51,800	36,000	69.50%	15,800
	自宅外	136,700	46,800	42,200	90.17%	4,600
公立	自宅	93,900	59,200	35,500	59.97%	23,700
	自宅外	151,400	53,000	41,700	78.68%	11,300
私立	自宅	146,700	105,500	45,900	43.51%	59,600
	自宅外	212,400	104,600	55,100	52.68%	49,500

<表2-2>生活費に着目した場合

		学生生活費(A)	うち学費(C)	奨学金支給額(B)	B/C (%)	C-B
自宅生	国立	86,400	34,600	36,000	104.05%	-1,400
	公立	93,900	34,700	35,500	102.31%	-800
	私立	146,700	41,200	45,900	111.41%	-4,700
自宅外生	国立	136,700	89,900	42,200	46.94%	47,700
	公立	151,400	98,400	41,700	42.38%	56,700
	私立	212,400	107,800	55,100	51.11%	52,700

注 日本育英会「調査時報」第93号(1996年)をもとに作成

割合が低いことがわかり、「D-B」からは自宅外の学生の方が、自宅生に比べ実に5万円ほどの金額を奨学金以外から確保しなければならないことがわかる。このことは、現行制度下では、自宅生と自宅外生との生活費の差に比べて、奨学金支給額の差が少なく設定されていることを意味するものである。

以上のことから、奨学金支給額は、国公立・私立間と、自宅・自宅外間において、支給額に現行以上の差を設ける（具体的には国公立・私立間で約2～3万円、自宅・自宅外間で約5万円）ことが、機会の均等のためには必

要であるということになる。

この必要性をより明確に示すものとして、表3を挙げておこう。これは、奨学生における家庭の費用負担額と家計年収との関係である。

一般に、家庭の費用負担額とその家庭の年収は比例するということは前述したが、この表から、奨学生においてもそれは成り立っており、国公立より私立、自宅よりも自宅外の学生の方が家庭の負担額が多いことがわかる。さらに特筆すべきことは、月収から支出している家庭の負担額の割合(E/(F/12))が、国公立より私立、

<表3>奨学生における家庭の負担額と家計年収

		家庭の負担額(E)	家計年収(F)	F/12	E/(F/12)(%)	F/12-E
自宅	国立	24,200	4,464,000	372,000	6.51%	347,800
	公立	28,200	5,045,000	420,417	6.71%	392,217
	私立	58,900	5,661,000	471,750	12.49%	412,850
自宅外	国立	70,700	5,249,000	437,417	16.16%	366,717
	公立	80,200	5,232,000	436,000	18.39%	355,800
	私立	122,300	5,857,000	488,083	25.06%	365,783

注 日本育英会「調査時報」第93号（1996年）をもとに作成

自宅よりも自宅外の方が高いとともに、月収から家庭の負担額を差し引いた金額（F/12-E）が国公立・私立、自宅・自宅外においてそれほど差が見られないということである。

つまり、我が国においては、家計年収の格差は、基本的に家庭生活費ではなく、教育費の格差となってあらわれている。その結果、家計年収の差が、学校選択の広狭に影響を及ぼしていることが推測される。これは、現行の奨学制度では、こういった格差を是正しきれていないということを意味するデータとして重要であろう。

IV. 学生生活における地域間格差に奨学金が与える影響

上記の日本育英会の奨学金支給額には国公立・私立間や自宅・自宅外間の配慮は一応なされているものの、地

域間の格差は配慮されていない。しかし以下に示すように実際に地域間において制度を再考しなければならないほどの格差が存在するならば、今後奨学金制度をより充実したものとするためには、決して軽視できない要素となる。

そこでここでは、地域間においてどの程度学生生活費の格差が存在するかを検証してみることとする。しかしながら、この地域間格差に関する日本育英会の資料はないので、文部省等の資料をもとに、実際どのように学生生活に奨学金が影響を及ぼしているか分析を進めることとする。

まず、表4と図2を見ていただきたい。表4は、1994年度の地域別学生生活費と県民所得・消費水準を示したものであり⁸⁾、図2は、個別の大学の学生生活調査より入手した奨学金受給率の分布図である。

表4から明らかになることとして、どの項目において

<表4>地域別学生生活費と県民所得・消費水準（1994年度）

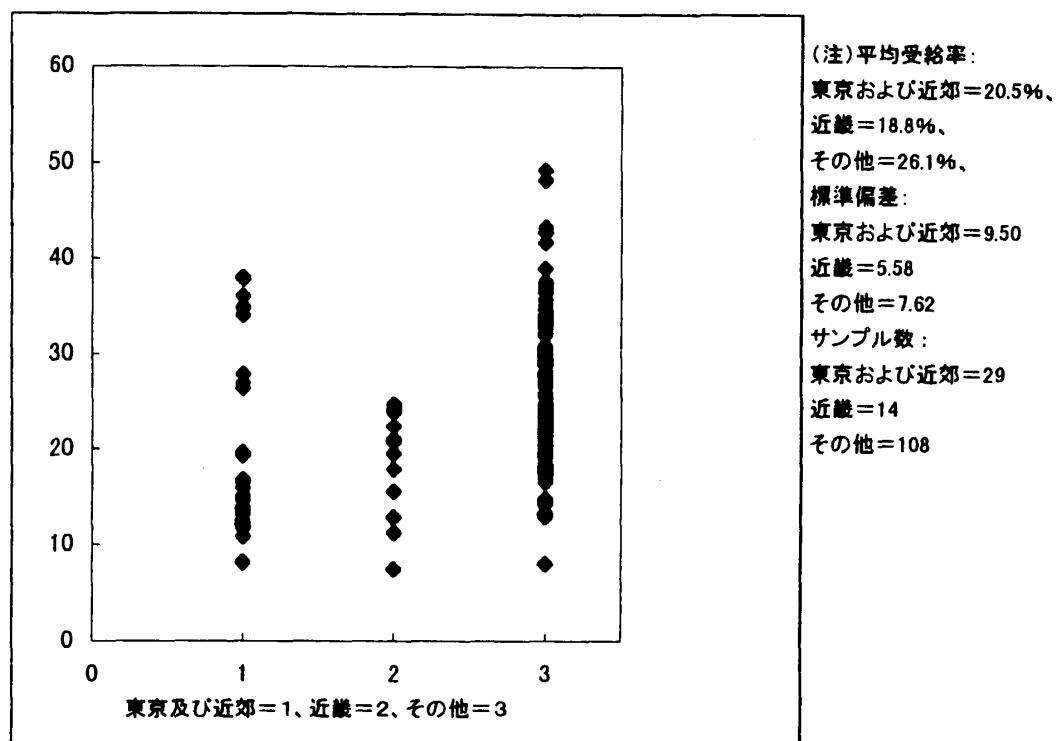
	自宅				下宿・間借りその他					
	国立	公立	私立	平均	国立	公立	私立	平均	県民所得	消費水準
東京都	97,900	87,183	137,083	133,900	169,292	171,817	213,992	209,150	145.9	156.5
京阪神	81,233	83,908	133,742	126,583	161,150	148,117	190,875	184,633	101.3	110.6
その他	83,100	87,042	131,992	120,975	142,367	139,292	205,033	180,075	95.6	92.4
全国	84,875	85,833	133,942	125,792	145,542	141,717	204,417	185,558	100.0	100.0

注1 文部省高等教育局学生課「平成6年度 学生生活調査報告（『大学と学生』第369号（1995年））」ならびに「民力 1997年度版（朝日新聞社）」をもとに作成

注2 学生生活費の単位は円（月額）

注3 京阪神の県民所得・消費水準は大阪府・京都府・兵庫県の平均値であり、兵庫県の郡部も含まれてしまっている。

<図2>奨学金受給率の分布（1993～1995年度）



も東京都地区の金額が他の地区に比べて高いということである。このことが一体何を意味するのかということを自宅生と自宅外生（今回の表では間借り・下宿その他の学生）に分けて考察しよう。

まず自宅生に着目すると、東京都地区の学生の学生生活費が高いのは、前述した「家庭の年収と学生生活費は比例する」という根拠から、彼らが高所得層の家庭に属しているからであるといえる。実際、表4の「一人あたり県民所得」の項目では、東京都の値が群を抜いて高い。これは東京都の家庭が他の地区に比べ高収入な家庭が多いことを意味する。

次に、その地区の外部出身者である可能性の高い「間借り・下宿その他」の学生に着目しよう。ここでも東京都地区の金額が他の地区に比べて高いわけではあるが、この場合、その根拠は筆者の見解では二つ考えられる。すなわち第一には、東京という地区が、住居費などの物価が高いためにやむなく学生生活費がかかってしまうという可能性であり、第二には、東京の自宅生と同様にこうした学生は、それを補助するところの家庭が高所得層であるということである。

このことについて、まず前者については、表4の消費水準に着目していただきたい。このデータから、東京という地区が群を抜いて費用のかかる地区であることがわかる。ここでその詳細なデータを示すことは割愛するが、

住居費などが特に影響を及ぼしていることが挙げられよう⁹⁾。

次に、後者の根拠は、図2の奨学金受給率の分布図から得られよう。図2から、東京都で生活する学生の奨学金の受給率が低いことがわかる。奨学金というものが低所得層に支給され易いものであるということを考慮するならば、この結果は、東京の学生は自宅・自宅外に限らず高所得層の家庭に属するといえることになる。

以上のことをまとめよう。東京地区では、他の地区よりも費用がかかるため、そこで学生生活を営むには、高所得層の家庭に属していないなければならないということ、あるいは奨学金によりその額をカバーする必要があるということが上記のデータより明らかとなったわけである。しかしながら、奨学金支給額には地域間格差が考慮されていないため、奨学金を受給できるとしても、低所得層の子弟が実家を離れて大学生活を営む際、東京地区への進学という選択肢を選びづらくなっているということが伺える。

では、こういった現状を日本育英会はどのように理解しているのであろうか。このことについては、日本育英会にヒアリング調査を行ったところ¹⁰⁾、確かに支給額の全国一律は問題があるように思われるが、都会は地方に比べてアルバイトの口が多いために、そのことも加味しなければならないということ、さらには貸与であるため、

あまり金額を増額できないという回答を得た。しかしながらこれは、奨学金の不足分をアルバイトによって補えばそれで良いという考え方につながるものであり、奨学金が学業環境の保障のために存在しているということを考えるならば、アルバイトにより学業時間は割かれるわけであるから、こうした理由による全国一律額というのは問題があろう。また、貸与であるために増額しづらいということと、全国一律額であるということとは次元の違う問題に思われる。

よって、地域間格差は学生生活に影響を及ぼすほどに存在しているわけであるから、少なくともこの視点から見れば、今後この格差是正の配慮の必要性は大いにあるように思われる。

V. 考察

以上の分析から、問題点を列挙すると以下のようになる。

①奨学生と非奨学生を比較することで、奨学金の一定の有効性が明らかになり、とりわけ低所得層においては特にそうである。しかしながら、少額であるためにまだまだその格差を是正しているとは言い難い。

②日本育英会奨学金の今日の支給額は、国公立・私立間、自宅生・自宅外生間においてその学業条件の格差を是正するための配慮を一応してはいるものの、その配慮は必ずしも十分ではなく、その格差の是正のあり方について改めて見直す必要があるほどの格差が生じている。

③我が国の地域間格差は学生生活に影響を及ぼす程度に存在しており、この観点からすると、これまでの国公立・私立、自宅生・自宅外生という区分にさらに地域ごとの格差という要素も認めた基準を設ける必要があるのではないか。

これらの問題点から、今後の対応策を挙げるとすれば、それは「支給額の増額」「支給額の格差の再考」という2点に絞られるように思われる。よってここではこの2点について若干の考察を行いたい。

(1) 支給額の増額

我が国の奨学金は他国に比べ、支給額も少なく、また他国の大半が給費中心であるのに対して、貸与中心であるという特色を持つ¹¹⁾。

この貸与であるという利点は、給費に比べ予算が少額ですむことや、返済しなければならないために本当に必

要と思う者しか申請しないという点が挙げられる。

しかしながら今日においては、以下の二点のような問題点が考えられる。ひとつには、貸与であるために返済のことまで考えると、あまり支給額を増大させられないということである。これまで日本育英会はその奨学金返済率が90%以上と極めて高かったということが、事業を存続できたことの大きな要因の一つであるが、支給額の増額はこの返済率には負の作用をもたらすものであり、増額は返済率の低下や、不良債権の増大を招く可能性がある。

また、もうひとつには、近年は高度成長期とは異なり、物価の上昇がこれまで以上に見込めなくなったため、長期間に及ぶ返済という行動が取りづらくなってしまったということである。すなわち、奨学金受給者が学生であったときの物価と社会人となって返済するときの物価の差が近年は縮小の傾向にあるため、返済の負担感が今後は増すことが考えられるわけである。

以上の二点を考えると、貸与であるという我が国の奨学金制度の特質が増額を阻んでいるということになり、貸与に代わる財源の確保がなされなければ、支給額の増額は見込めないということになる。しかしながら、財政緊縮下の今日では、この確保も難しい。本稿でこういった財源の確保についてこれ以上考察することは、その趣旨を超えるので、この研究は今後の課題としたい。

(2) 支給額の格差の再考

前述の分析から、国公立・私立間、自宅・自宅外間あるいは地域間格差をもとに、これらの「教育にかかる費用の格差」をもっと考慮すべきであるとの結論を打ち出した。しかしながら、適正な支給額の配分ということを考えると、これ以外にも「家計の年収に基づいた負担できる金額の格差」なども考慮しなければならなくなる。

つまりこのように、「適正な支給額」ということを決定するための要素を考えていくと、この支給額を決定付ける要素は数限りなく挙げられるように思われる。しかもこういった要素から浮かび上がる格差をいちいち考慮することは、その妥当性の吟味そのものも非常に難題であるため、制度を考察するにはあまり建設的ではないようと思われる。

よって、こういったことをふまえた上で個々の学生に対しての最適な支給額の配分を考えるならば、まず、支給額に幅を持たせるという方向性の方がより適切な支給を行えるのではないかと考えられる。そもそも上記のような問題点が生じるのは、今日ではまだまだその奨学金の種類が少ないことに端を発しているわけであり、今

後、採用方法はもちろんのこと支給額にも及ぶところの奨学生の多様化を一層図ることが、機会の均等という点ではもちろんのこと、財政配分の適正化のためにも必要となろう。

まとめにかえて

本稿では、今日の奨学生制度が学生生活に対してどのような影響を及ぼしているかということについての分析・検討を行ってきた。その結果、今後、より機会均等保障を実現させるためには、「支給額の増額」のための財源の確保とよりきめの細かな格差是正のための「奨学生そのものの多様化」が必要であることが明らかとなった。これらは「貸与中心」という事業のあり方の限界や「国公立・私立」といった学費における格差の是正の限界ならびに「自宅・自宅外」といった生活費における格差の是正の限界を示すものである。いずれも今までの我が国の奨学生制度の根幹の原理に関わるものであり、今後はこういった限界を開拓したより適切な機会均等保障のためにも、奨学生制度ならびにその原理そのものの見直しが必要となってくると思われる。このことは筆者の今後の研究課題としたい。

(指導教官 小川正人)

注

- 1) ここで問題となるのはこの推計値の妥当性についてであるが、これについては、我が国の奨学生事業はその大部分を日本育英会が担っているということや、他の奨学生団体が日本育英会の制度を参考にその奨学生を設けているという実態を考慮すれば、この推計値は非奨学生の実態に近い値を示していると見てよいと思われる。
- 2) こういった事実は、例えば、文部省高等教育局学生課編「大学と学生」第390号、1997年、20-21頁参照。
- 3) なお、高所得層(年収900万円以上)の家庭の負担額に格差があるのは、ただ単に奨学生と非奨学生の家庭の所得の格差からくる負担額の違いである。
- 4) こういった指摘は、例えば潮木守一「教育費負担と機会均等」『経済評論』第25巻5号(日本評論社、1976年)、73頁などを参照のこと。
- 5) 日本育英会は、家庭の年収と本人の学力を基準の主体にして、「予約採用」「第1種」「第2種」「第1種・第2種併用」という選考を行っている。「予約」は入学前に選考し、それ以外は入学後に選考する。そして、「予約」「第1種」は無利子貸与、「第2種」は有利子貸与となっている。ただし、支給額については、これらの間には格差が存在していない。
- 6) なお、この增加分の利率は、第2種の利率(年間3%)とは異なった利率(1996年度入学者の場合年間5.1%)が設定されている。また、前注の「第1種・第2種併用」の場合は貸与額が倍になる。この「併用」奨学生は採用が寡数であることから今回の分析からは除外した。

- 7) これは、日本育英会が毎年発行している「調査時報」で明らかにされているデータをもとに作成したものである。
- 8) これは、文部省発行の学生生活調査(1994年度版)と「民力 1997年度版」(朝日新聞社、1997年)のデータをもとに作成したものである。
- 9) これについては、例えば、全国大学生活協同組合連合会「学生の消費生活に関する実態調査」(1996年10月実施)等を参考のこと。
- 10) これは、筆者の所属する研究室が1996年6月21日に行ったヒアリング調査の回答である。
- 11) 諸外国の奨学生制度の実態については、例えば服部憲児「欧米主要国における奨学生事業の動向」(広島大学 大学教育研究センター『大学論集』第26集、1997年、45-62頁)を参照のこと。